

## 長沼・八栄島地区デマンドタクシーの本格運行の延期について

### 1. 実証運行の概要について

#### (1) 概要

藤島地域において、路線バス等が撤退し、長い間、公共交通空白地帯となっていた長沼地区及び八栄島地区の交通不便を解消し、住民の移動手段を確保することを目的に、令和3年6月2日より、道路運送法第21条の規定に基づき、限定的な乗合許可による乗合タクシーの実証運行を実施してきた。

この規定の最長期限である3年間実証運行を行い、利用状況や地区内住民のニーズ等を分析して、令和6年6月より本格運行への移行を計画していた。

#### (2) 運営主体及び運行事業者

- ・運営主体:長沼・八栄島地区デマンド交通運営協議会(各自治振興会が主体)
- ・運行事業者:出羽ハイヤー株式会社(藤島営業所)

#### (3) 運行体制

- ・運営主体が運行事業者へ委託する乗合タクシーによる運行
- ・市は運営主体へ運行経費の補助金を支出

### 2. 本格運行の延期について

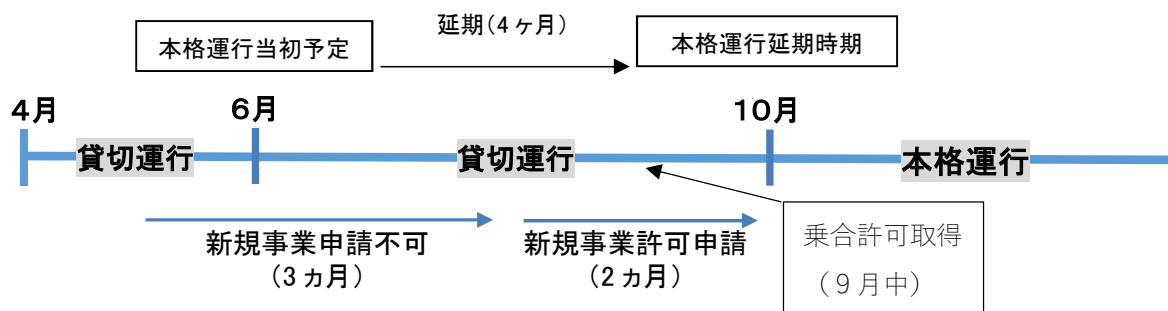
#### (1) 延期理由

運行事業者である出羽ハイヤー株式会社は、現時点で道路運送法第4条に基づく乗合許可は有しておらず、本格運行までに乗合許可を取得する予定で、その間はタクシー事業者が限定的に乗合運行を行うことができる21条許可を受けて運行していた。

この21条許可については申請に基づく許可期限が付されていたが、期限を延長する申請をしないまま許可期限が過ぎた後も運行を継続していた。結果、乗合許可のないタクシー事業者が乗合運行を行うこととなってしまったことから、監督官庁である東北運輸局より、4月5日付で車両停止の行政処分を受けた。処分後3ヵ月間は新規許可等の申請ができない規定となっていることから、本格運行に必要な乗合許可の申請も行えないため、本格運行の開始時期を延期せざるを得なくなった。

#### (2) 本格運行の開始時期

乗合許可の申請は7月上旬に可能となるため、許可が出るまでの処理期間を考慮すると、本格運行は10月から(当初の予定より4ヵ月遅れ)とすることが妥当と判断した。



### 3. 本格運行までの運行について

#### (1) 当面の運行

乗合許可取得までは乗合運行ができないので、本格運行開始予定の10月までは、通常のタクシー事業としての貸切運行(時間貸し)で対応することとし、現在もこの運行で住民の輸送を継続・確保している。

#### (2) 運行の概要

利用者(住民)からは、これまでと同様の料金を収受して、できるだけ従前と変わらない利用が可能ないようにしている。しかし、乗り合わせはできないので、同じ便に複数の予約があれば、それぞれに配車する形となっている。